

質問事項

1. 日本原燃の六ヶ所再処理工場において、過去の試運転で発生した放射性廃棄物がずさんに取扱われていることが7月14日以降、各紙で報道された件につき、以下のそれぞれについて、事実関係及び原燃の報告内容、指導経緯を含め説明されたい。
 - (1) 約19年間所定外の場所に置いたままになっている廃棄物
 - (2) 高レベル廃液をガラスと混ぜた破片約160kgの廃棄物
 - (3) 2017年の原子力規制委員会の巡視を機に発覚した8件の廃棄物
2. ずさんな管理が発覚した経緯について
 - (1) 原燃が2017年12月に立てた計画では、2019年8月までに是正措置をとることになっていた。それが実行されない状態が見逃されてきたというが、どうして見逃したのか。審査の前に是正措置をとるようにすべきではなかったのか。
 - (2) 原燃の報告が、審査書案が出されあとの6月30日になったのはなぜか。審査への影響を避けたかったからではないか。
3. 高レベル廃液をガラスと混ぜた破片約160kgの廃棄物について
 - (1) アクティブ試験で生じたと思われるが、どのように発生したものか。
 - (2) 冷却管理や放射線管理モニタ（ガラス固化体貯蔵建屋ではEモニタ）はどうしていたか。安全上問題はないのか。ガラス破片の集合はガラス固化体と同等の管理をすべきではないか。
 - (3) 不適切な保管が続いている理由は何か。
4. 2015年12月21日第89回適合性審査会資料2-2により高レベル濃縮廃液貯槽（容量120m³）に臨界を超えるプルトニウムが含まれることがわかった。アクティブ試験で425トンの使用済燃料が処理されたがこれに含まれるプルトニウム、回収されたプルトニウム製品6.658トンに含まれるプルトニウムの質量を示し、プルトニウムの回収%を示されたい。未回収のプルトニウムはどこにどの程度存在しているのかご教示願いたい。
5. 事業指定変更許可との関係について
 - (1) 規制委は原燃の廃棄物管理をどのように評価しているのか。原子炉等規制法の第44条の2（再処理事業、指定の基準）第1項第2号「再処理事業を的確に遂行するに足る技術的能力があること」を満たしているとはいえないのではないか。
 - (2) ガラス固化等で構造的欠陥が明らかになり、今回、廃棄物のずさんな管理が明らかになったアクティブ試験の審査評価について、規制委は工事計画認可等の後段規制で行うとしているが、安全上の問題としても、技術的能力を判断する上でも、事業指定変更許可において実施すべきものではないか。なぜこれを行わないのか。
 - (3) 更田委員長は7月15日の記者会見で、ガラス固化ができない状態で再処理が行われる可能性について、保安規定認可において制限をかける旨述べたが、何を行うのか。安全上重大な問題であり、この件についても事業指定変更許可において審査評価すべきではないか。